

協議事項（２）海部医療圏保健医療計画策定委員会の設置について

1 趣旨

愛知県地域保健医療計画の全面的見直しに伴う海部医療圏保健医療計画見直しの検討及び協議を行うための海部医療圏保健医療計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 開催要領

委員会の開催に必要な海部医療圏保健医療計画策定委員会開催要領（以下「開催要領」という。）を制定する。（資料 2 - 2）

3 策定委員

開催要領第 3 条に基づく委員は令和 5 年度海部医療圏保健医療計画策定委員名簿（案）のとおりとする。（資料 2 - 3）

なお、人事異動があった場合は後任の職の者を充てることとする。

4 スケジュール

- （１）第 1 回委員会は令和 5 年 6 月から 7 月にかけての時期に開催する。
- （２）第 2 回委員会は令和 6 年 1 月から 2 月にかけての時期に開催する。